

第37回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和3年11月24日（水）

15時15分から

- 1 福島県感染防止のための基本対策について
- 2 福島市における当面の対応
- 3 福島市職員に対する忘・新年会等の会食における留意事項

感染拡大防止のための基本対策

令和3年11月19日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 一人ひとり **基本的な感染対策**を徹底してください。



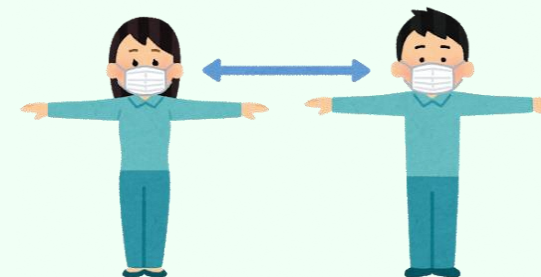
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2 **症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診**してください。



かかりつけ医や診療検査医療機関に相談してください。

かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は
受診・相談センター(Tel0120-567-747)

福島県 診療検査医療機関

検索Q

3

飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。

控えてください！



密閉・密集・密接

例えば・・・
×場所の換気が悪い
×狭い場所に大人数
×間隔を取らずに会話



体調不良で 参加

大声やマスク なしでの会話



深酒



※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。
※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

・ 感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」

をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



4

旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5

接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- ・ **職場内の感染防止対策**を徹底してください。
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わり**に**注意**してください。
- ・ **ローテーション勤務**や**時差出勤**、**テレワーク**、**オンライン会議**等を活用し、**人との接触機会の低減**にご協力ください。
- ・ **業種別ガイドライン**等を遵守願います。
(法第24条第9項に基づく要請)

イベント等を開催する事業者の皆さまにお願いします

- ・ イベント等の開催にあたっては、規模にかかわらず、以下の**感染防止対策を徹底**してください。

- 「三つの密」が発生しない席の配置
- 出演者や参加者等に係る行動管理
- 会場内の消毒や換気 など
- 人と人との距離の確保
- マスク着用の徹底

イベントの開催【11月25日以降に開催されるイベントに適用】

- ・ **5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施**する場合は、「**感染防止安全計画**」を開催2週間前までに提出してください。
- ・ 上記イベント開催後は「**結果報告書**」を提出してください。
- ・ 上記以外のイベントについては、イベント主催者において感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表をお願いします。

【感染防止安全計画の提出先：県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局】

電話：024-521-8644（受付時間9時～17時）

mail：corona-event@pref.fukushima.lg.jp

詳しくは、県HPを参照してください。<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

施設管理者の皆さまにお願いします

大学・専門学校等

- ・ 感染防止対策について、
学生への周知と注意喚起をお願いします。

小・中・高等学校

- ・ マニュアル等を踏まえ、学習活動や部活動での
感染防止対策をお願いします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、
感染防止対策を徹底してください。

1. 基本的な対応方針

- ① 「感染の再拡大＝リバウンドをさせない」という強い決意の下、第6波に備え、気を緩めることなく感染拡大防止対策を徹底する。
- ② 行動制限緩和後も、感染動向、国・県の対策等を見ながら、社会経済活動の段階的回復を図る。
- ③ 市医師会、各医療機関と連携しながら、円滑なワクチン接種を推進する。
- ④ 地域の総力を結集して乗り越える。

2. 感染拡大防止対策

第6波に備え、ワクチンを接種した方も含め、気を緩めることなく、下記【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】に留意して、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

【市民の皆さまへ特にお願ひしたいこと】

第6波に備え、気を緩めず感染防止対策の徹底を！

- ① 不織布マスクを着用し、手洗い・消毒はこまめに、十分に換気するなど基本的な感染対策を徹底してください。
- ② 少しでも体調が悪い時は登校・出勤を控え、医療機関等に早めに相談・受診してください。
- ③ 飲食時は、感染リスクに十分注意し、外食時は、感染対策の徹底された飲食店を利用してください。
- ④ 旅行や帰省等、移動する時は、体調管理や移動先の感染情報把握を行い、感染防止対策を徹底してください。
- ⑤ 必要数は確保していきますので、できる限り新型コロナワクチンの接種をお願いします。

3. 行動制限の緩和

感染状況やワクチン接種の状況を踏まえ、下記の行動制限を緩和する。なお、緩和しても、基本的な感染防止対策の徹底が必要なことを周知する。

(1) 飲食 ➡ 11/19 より適用

原則として時短要請なし・酒提供可・人数制限なし

同一グループの同一テーブルでの5人以上での会食も可能とする。

(2) イベント ➡ 11/25 より適用

「感染防止安全計画」策定の場合、人数上限を収容定員まで追加可能とする。

→5000人超かつ収容率50%超のイベント実施の場合は、上記計画を開催

2週間前までに県新型コロナ対策本部へ提出する。

【感染防止安全計画の主な項目】

- ① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底
- ③ 換気の徹底

- ④ 来場者間の密集回避
- ⑤ 飲食の制限
- ⑥ 出演者等の感染防止策
- ⑦ 参加者の把握・管理等

※ なお、安全計画を策定しない一定規模以上のイベントについては、感染防止策等の対応状況のチェックリストをHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管

(3) 外出・県またぎ移動 ➡ 11/19 より適用

① 外出

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を除き自粛要請の対象に含めない。

② 県またぎ移動

自粛要請の対象に含めない。

4. 施設等での感染防止対策の徹底

(1) 高齢者施設等での対策徹底

感染防止対策の徹底

(2) 小・中・高等学校

学習活動や部活動での感染防止対策の徹底

(3) 大学・専門学校

感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底を要請

5. 相談・検査等体制の強化

(1) 市民への呼びかけの強化

・感染の不安のある方、体調に異変のある方に、相談・検査・受診を強く呼びかける。

(2) 検査の積極的実施

・接触のある方や相談等に来られた方に対し幅広く検査を実施し、早期発見に努める。

6. 新型コロナワクチン接種の推進

(1) 2回目までの接種について

新規に12歳になる方、未接種者、2回目のみ未接種者については、福島赤十字病院、大原総合病院、済生会福島総合病院での個別接種により対応。

(2) 追加（3回目）接種について

① 対象者

・原則2回目接種を終了した者のうち、概ね8カ月以上経過した者

・国からのワクチン供給の状況等を踏まえ、可能となれば出来る限り時期を前倒しして接種を進める

② 接種体制方針

・基本的に集団接種は実施せず、個別接種のみで推進

③ 予約受付の改善

・予約システムの改良、処理スピード向上

・コールセンター体制強化

・本庁、支所等における予約サポートの継続

感染対策を徹底し、ふくしまの飲食店に**エール**を！

R3.11.24
人事課

感染対策の徹底を大前提とし、**職場単位等大人数で忘・新年会等を実施する場合には、以下の点に十分留意して行うようお願いします。**

【留意事項】

- ① **「ふくしま感染防止対策認定店」を利用**すること。
- ② **会話の際にはマスクをしっかりと着用し、大声での会話は控える**こと。
※本市では、「おいしい食べきり！2020運動」を実施。会食のはじめ20分と終わり20分は料理を楽しむ時間とするなど、食事と会話の時間を分離するなどして、会話時のマスク着用を徹底してください。
- ③ 会食中、**箸やコップは使いまわさず、一人ひとりで利用**すること。
- ④ **少しでも症状がある場合は会食を控える**こと。
- ⑤ これまで同様に感染拡大防止のため**基本的な感染対策を徹底**すること。
- ⑥ 最上位の参加者又は相応の者は、事前に**席の配置が密になっていないか等、感染防止対策の状況を確認し、会食中もその励行の注意喚起を行う**こと。
- ⑦ 市職員として**「常に見られている」ことを意識し、行動**すること。
また、**深酒は控える**こと。



★職場の事情や職員の意識は様々です。忘・新年会への参加を強要することのないよう職員への配慮をお願いします。

※この【留意事項】については、今後の感染状況により変更する場合があります。